

各市町村教育委員会  
学校教育指導主管課長 様  
学校保健主管課長 様

大 阪 府 教 育 庁  
市町村教育室小中学校課長  
教育振興室保健体育課長

濃厚接触者の待機期間の見直し等について（依頼）

標記について、令和4年7月25日付け事務連絡により、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

つきましては、濃厚接触者の待機期間について、下記の通りとなりますので、貴所管学校園に周知いただきますとともに、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、濃厚接触者の自宅待機期間に係る対応は、7月22日以降の適用となりますが、7月21日以前に特定された濃厚接触者については、本対応に置き換えて対応ください。

なお、国通知の「1. 積極的疫学調査の実施対象について」に関わる内容は、府方針決定後、改めてご連絡いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

濃厚接触者の待機期間の見直しについて

- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とすること
- ・ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とすること

【連絡先】

- 保健指導・衛生管理に関すること  
保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365
- 教育活動に関すること  
小中学校課 学事グループ 06-6944-6886